

第2号様式（1）

（単体発注）

沖縄県企業局一般競争入札公告 第31号

海水淡水化センター逆浸透膜交換工事 の一般競争入札の実施について地方自治法第234条

第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 22 年 11 月 17 日

沖縄県公営企業管理者  
契約担当者 企業局長 宮城 嗣三



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 海水淡水化センター逆浸透膜交換工事  
(2) 工事を施工する場所 北谷町字宮城地内  
(3) 工事期限 約90日間  
(4) 工事の概要  
ア 目的 本工事は、既存逆浸透膜エレメントを新しい逆浸透膜エレメントと交換し、性能回復を図るものである。  
イ 工事対象 対象号機：N0.5R0ユニット  
ウ 工事内容 膜エレメント378本及び専用付属品、装填容器の開閉に伴うリングの交換作業等一式  
(5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。

1-2 本工事は、入札手続き（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(第1項)の規定に該当しない者。  
(2) 建設業法に定める許可を受けている者であって、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条第1項による平成21・22年度建設業者格付名簿又は登録名簿に水道施設工事業として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者については、手続開始決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）。  
(3) 建設業法に基づく許可を得た者で、経営事項審査結果通知書が有効期間内にあり、かつ、本県に本店がある者。  
(4) 本工事に対応する許可業種について、建設業法で規定する主任技術者又は監理技術者で、資格確認申請締切日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を配置できる者。  
(5) 公共機関が発注する同種の工事（海水淡水化施設における逆浸透ユニットの建設・整備、または逆浸透膜エレメントの交換作業）について、施工実績がある者。  
(6) 入札参加資格確認申請期限日から、本工事の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者。  
(7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。  
(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずる者として沖縄県発注工事等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 入札場所及び日時

入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法は次のとおりとする。

なお、入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。電子入札対象業者の場合は、電子入札システムにより入札すること。郵便又は電報による入札は認めない。

なお、日時・場所の変更がある場合は、事前に企業局総務企画課建設業務指導班より連絡する。

(1) 電子入札システムによる場合

入札書提出期日：平成 22 年 12 月 20 日（月）午前 9 時 00 分～午後 3 時 00 分

(2) 紙による持参の場合

持参日時：平成 22 年 12 月 21 日（火）午後 2 時 50 分

持参場所：沖縄県企業局 第4会議室（県庁12階）

注意事項：工事内訳書は、平成 22 年 12 月 20 日（月）午後 3 時までに提出すること。

(3) 開札日時

平成 22 年 12 月 21 日 (火) 午後 3 時 00 分

4 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、電子入札対象者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書(第3号様式(1)のみでよい)を提出すること。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 期間 平成 22 年 11 月 17 日 (水) から平成 22 年 11 月 24 日 (水) まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

電子入札システムへの登録期限は、平成 22 年 11 月 25 日 (木) 午前 10 時まで。※期限厳守

注) なお、期限までに資格確認資料を提出していない場合は、競争参加資格なしとして処理する。

イ 時間 午前9時から午後5時まで [ただし、昼休み(12:00~13:00)を除く]

ウ 場所 沖縄県企業局 北谷浄水管理事務所 海水淡水化センター

エ 提出部数 1 部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

平成 22 年 11 月 29 日(月)に、電子入札システム・郵便等を持って通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合、平成 22 年 12 月 3 日(金)までに、沖縄県公営企業管理者企業局長に書面を持参して行わなければならない。

(4) 理由は、説明を求められた日から 5 日以内に書面で回答する。

5 契約事項等を示す場所

本工事に係る設計図書の縦覧は次のとおり行う。

(1) 縦覧場所 沖縄県企業局総務企画課

(2) 縦覧期間

平成 22 年 11 月 17 日 (水) から平成 22 年 11 月 24 日 (水) まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 時 間 午前 9 時~午後 5 時まで

(4) その他 沖縄県企業局ホームページ及び入札情報サービス(PPI)に掲載する。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は沖縄県財務規則100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

(2) 次のいずれかに該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。

ア 過去 2 カ年の間に、国(公社及び公団を含む。)又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合で、資格確認申請書に当該工事の契約書の写しを添付したとき。

イ アに該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県公営企業管理者企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者が入札に参加する場合。

(3) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。

(4) 詳細は、別紙「入札保証金の取り扱いについての留意事項」による。

7 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

但し、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律〔昭和27年法律第184号〕第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

8 入札書に記載する金額

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載、又は電子入札システムに登録すること。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、その者が入札書に記載した

くじ番号に基づく電子くじにより契約の相手方を決定する。その為、書面により入札書を提出する場合においても必ずくじ番号を記載すること。

## 9 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合の委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。なお、委任状は代理人の印では修正できない。
- (4) 年間委任状が提出されている場合は、その写しを提出すること。
- (5) 当該工事の入札参加資格確認結果通知の写しを提出すること。
- (6) 資格確認後に入札を希望しない場合には、その理由を問わず参加しないことができる所以入札辞退の届を郵送又は持参により企業局総務企画課へ提出すること。ただし、電子入札による場合は電子入札システムにより提出すること。

## 10 工事内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明示すること。
- (3) 工事費内訳書は返却しない。
- (4) 工事費内訳書を提出しない場合、入札に参加できない。
- (5) 工事費内訳書は、電子入札システム又は書面により提出すること。

## 11 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後に指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

## 12 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

## 13 設計図書に対する質問及び回答

- (1) 申請者は、設計図書について質問することが出来る。
- (2) 前項の質問は、平成22年12月13日まで（休日を除く）に書面で沖縄県公営企業管理者企業局長あて北谷浄水管理事務所 海水淡水化センターに提出しなければならない。
- (3) 質問に対する回答は、平成22年12月14日から平成22年12月20日まで北谷浄水管理事務所 海水淡水化センターにて閲覧に供するとともに、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

## 14 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 資格確認資料ヒアリングは実施しない。ただし、記載内容に不明確で入札参加資格を確認できない場合は、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は返却しない。ただし、公表または無断で使用することはない。
- (4) 工期は事情により変更することがある。
- (5) 入札参加者は、契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (6) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (7) 最低制限価格を設定する。
- (8) 詳細は、沖縄県企業局電子入札運用基準による。

## 15 問い合わせ先

### (1) 工事概要及び資格要件関係

沖縄県中頭郡北谷町字宮城1-27(〒904-0113)

沖縄県企業局 北谷浄水管理事務所 海水淡水化センター

電話098-936-5257

### (2) 入札及び契約関係

沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号(〒900-8570)

沖縄県企業局 総務企画課 建設業務指導班(県庁12階)

電話098-866-2803

## 海水淡水化センター逆浸透膜交換工事（水道関連工事） 応募資格要件に関する注意事項

下記の注意事項は、沖縄県企業局北谷浄水管理事務所の発注する海水淡水化センター逆浸透膜交換工事（水道関連工事）に係る応募資格要件に関する注意事項に適用する。

### 1 配置予定技術者について

- 1) 全ての配置予定技術者は、工事の実務経歴（同種工事以外でも可。）を有すること。
- 2) 上記の要件を確認するため、配置予定技術者の合格証等のコピー及び実務経歴書（原本）を提出すること。（最近3年間に現場の実務がない者は、配置予定技術者として受け付けない。）
- 3) 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級又は二級の土木施工管理、若しくは一級又は二級の管工事施工管理とするものに合格した者を配置すること。

### 2 同種工事について

同種工事とは、海水淡水化施設における逆浸透ユニットの建設・整備、または逆浸透膜エレメントの交換作業を指す。なお、規模については問わない。（過去20年以内の工事とする。）

### 3 施工実績について

施工実績は、国・県・市町村・公社公団等が発注した工事（元請け）が対象である。

### 4 その他

- 1) 同一の技術者を複数の工事の配置予定技術者として応募することができる。  
ただし、他の工事を落札したことにより、当該工事の配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、当該工事の入札を辞退すること。  
なお、同一日に複数件実施する電子入札の場合は、落札結果通知が応札日の翌日以降になることから入札辞退届けの提出は不要とする。この場合、同一の技術者で申請している他の案件については、「入札無効」として処理する。
- 2) 本資格要件に示された営業所とは建設業法に基づく当該工事の業種の許可を受けた営業所を指す。
- 3) 応募調書等の提出部数は1部とする。